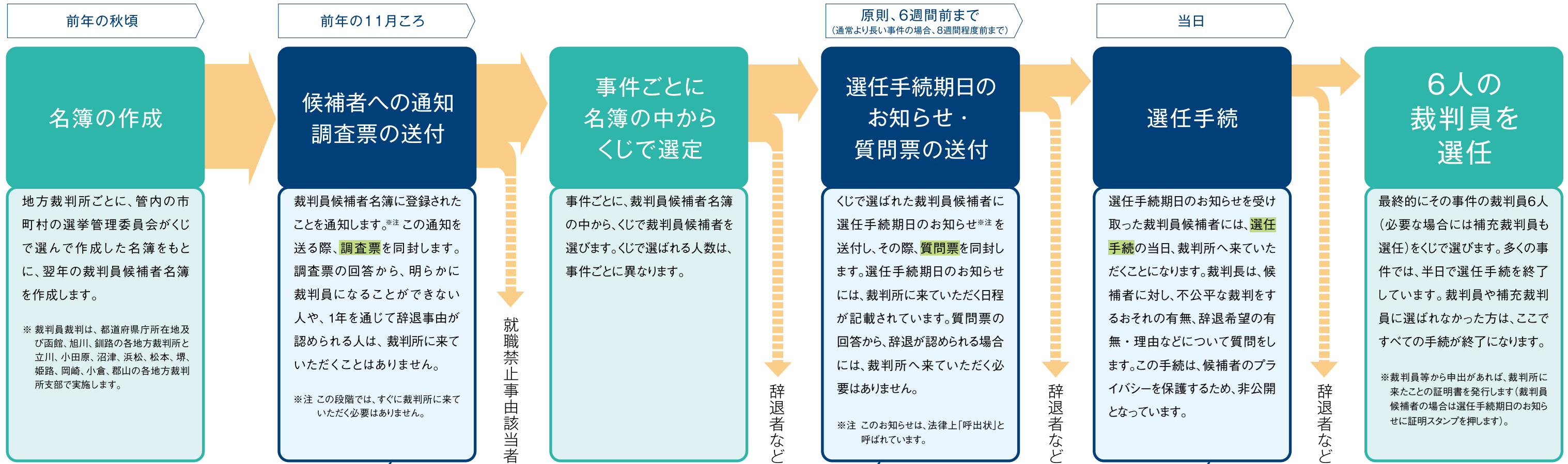


裁判員等選任手続の流れ



調査票でおたずねすること

- 裁判員になることができない事由(就職禁止事由)の有無。(例:自衛官や警察職員など)
- 1年間を通じて辞退することができる事由がある場合、辞退希望の有無・理由。(例:70歳以上の方、学生または生徒の方、過去5年以内に裁判員等を務めた方、重い病気やケガにより、1年間を通じて裁判に参加することがむずかしい方など)
- 月の大半にわたって裁判員となることが特にむずかしい月がある場合、その月における辞退希望の有無・理由。^{※注}(例:株主総会の開催月、決算期など)

※注 調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情(辞退事由)があると認められる場合、その月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に来ていただくことはありません。

質問票でおたずねすること

以下のような事情に当てはまる方について、辞退を希望するかどうかなどをおたずねします。

- 重い病気またはケガにより裁判所に行くことがむずかしい。
- 親族・同居人の介護・養育を行う必要がある。
- 他の期日に行くことができない社会生活上の重要な用務がある。
- 妊娠中または出産直後(出産日から8週間以内)である。
- 重い病気またはケガにより治療を受ける親族・同居人の通院・入退院に付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、またはこれに伴う入退院に付き添う必要がある。
- 転居等により裁判所の管轄区域外の遠く離れた所に住んでおり、裁判所に行くことがむずかしい。
- 仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。
- 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある。

選任手続の当日におたずねすること

質問票等の回答のみでは辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日に初めて辞退を希望した裁判員候補者には、具体的な事情をおたずねします。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確認する質問も行います。

仕事を理由とする裁判員の辞退について

仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。ただし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合や、裁判員になることにより自分自身やまわりの人に経済上の重大な不利益が生じる場合には、辞退が認められることになっています。

仕事を理由とする辞退が認められるかどうかは、具体的なご事情をお伺いした上で事件を実際に担当する裁判所が判断することになりますが、

例えば、

- ① 裁判員として職務に従事する期間 (期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
- ② 事業所の規模 (事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
- ③ 担当職務についての代替性 (代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
- ④ 予定される仕事の日時を変更できる可能性 (裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)

などの観点から、総合的に判断されることとなります。

最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)をくじで選びます。多くの事件では、半日で選任手続を終了しています。裁判員や補充裁判員に選ばれなかった方は、ここですべての手続が終了になります。

※裁判員等から申出があれば、裁判所に来たことの証明書を発行します(裁判員候補者の場合は選任手続期日のお知らせに証明スタンプを押します)。

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ^{※注}を送付し、その際、質問票を同封します。選任手続期日のお知らせには、裁判所に来ていただく日程が記載されています。質問票の回答から、辞退が認められる場合には、裁判所へ来ていただく必要はありません。

※注 このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なります。

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知します。^{※注}この通知を送る際、調査票を同封します。調査票の回答から、明らかに裁判員になることができない人や、1年間を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に来ていただくことはありません。

※注 この段階では、すぐに裁判所に来ていただく必要はありません。

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

※ 裁判員裁判は、都道府県庁所在地及び函館、旭川、釧路の各地方裁判所と立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山の各地方裁判所支部で実施します。